



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

（当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。）

目 次

告 示

○ 県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課）	1
○ 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定・2 件（水産課）	1
○ 液化石油ガス販売事業者の認定（産業政策課）	2
○ 道路の区域の変更（道路管理課）	2
○ 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2 件（南部土木事務所）	3

公 告

○ 種苗生産事業者講習会の開催（森林管理課）	3
○ 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2 件（中小企業支援課）	3
○ 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	4
○ 開発行為に関する工事の完了・2 件（建築指導課）	5
○ 特定調達契約に係る落札者の決定（県警本部運転免許試験課）	6

告 示

沖縄県告示第311号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市狭間地区県営水利施設整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間 令和6年8月28日から同年9月26日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第312号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和6年8月27日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
知念加入区	主としてまぐろ一本釣漁業（総トン数	南城市知念字知名1211番地3 城間繁

	20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業)	南城市知念字海野136番地 外間光吉
糸満加入区	主としてひき縄漁業 (総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業)	糸満市字糸満1554番地の7 金勝アパート203号 山城共樹 糸満市字阿波根391番地の1 グリーンヒル花城406号 伊敷琢巳

沖縄県告示第313号

漁業災害補償法 (昭和39年法律第158号) に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

令和 6 年 8 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
南部加入区	くるまえばい養殖業	南城市知念字知名1198番地 有限会社板馬養殖センター 八重瀬町字具志頭1606番地 合同会社白水養殖
那覇市・久米島宇根加入区	くるまえばい養殖業	久米島町字宇根360番地の3 久米島漁業協同組合 久米島町字宇根1676番地 南西興産株式会社

沖縄県告示第314号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号) 第35条の6第1項の規定により、液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

令和 6 年 8 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 名称 マルキ産業株式会社
- 2 代表者の氏名 代表取締役 吉田勇
- 3 所在地 那覇市曙町2丁目25番24号
- 4 認定の種別 第二号認定液化石油ガス販売事業者
- 5 認定年月日及び指令番号 令和 6 年 7 月 9 日 沖縄県指令商第440号

沖縄県告示第315号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和 6 年 8 月 27 日から同年 9 月 9 日まで一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 505号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	今帰仁村字仲宗根105番5から 今帰仁村字仲宗根219番まで	16.5m ～ 21.8m	84.8m
新	今帰仁村字仲宗根105番5から 今帰仁村字仲宗根219番まで	16.5m ～ 24.7m	84.8m

沖縄県告示第316号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和 6 年 8 月 27 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 6 年 8 月 8 日
- 3 指定に係る道路の位置 南城市知念字久原親川原612番 4 及び612番 5
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 34.88メートル
 - (2) 幅員 5.00メートル

沖縄県告示第317号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県南部土木事務所において閲覧に供する。

令和 6 年 8 月 27 日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺 智

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 6 年 8 月 8 日
- 3 指定に係る道路の位置 糸満市字阿波根白川原1325番 4 並びに字潮平潮平原122番 2 及び122番 3 並びに122番 3 地先
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 56.21メートル
 - (2) 幅員 4.50メートル

公**告**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、令和 6 年度種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

令和 6 年 8 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時 令和 6 年 9 月 20 日（金曜日）午前 9 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 2 場所 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 9 階第 4 会議室
- 3 対象者 林業種苗生産事業に従事する者又は従事しようとする者
- 4 受講手続 受講申込みは、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課（電話番号0980-52-2832）、沖縄県南部林業事務所（電話番号098-941-2583）、沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-72-2365）又は沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課（電話番号0980-82-2342）において令和 6 年 8 月 27 日から同年 9 月 6 日までに行うこと。
- 5 その他 詳細については、沖縄県農林水産部森林管理課（電話番号098-866-2295）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の届出に対する法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告し、当該意見を次のと

おり縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 C A R G O E S 那覇国際通り 那覇市安里 2 丁目 1 番 1 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 D H 牧志特定目的会社 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号東京共同会計事務所内 取締役 海田雅人 ほか22名
- 3 法第 8 条第 1 項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第 8 条第 2 項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和 6 年 8 月 27 日から同年 9 月 27 日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 2 項の届出に対する法第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定による意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 C A R G O E S 那覇国際通り 那覇市安里 2 丁目 1 番 1 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 D H 牧志特定目的会社 東京都千代田区丸の内三丁目 1 番 1 号東京共同会計事務所内 取締役 海田雅人 ほか22名
- 3 法第 8 条第 1 項の規定による那覇市の意見の概要 意見なし
- 4 法第 8 条第 2 項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和 6 年 8 月 27 日から同年 9 月 27 日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和 6 年 8 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 3 月 14 日
 - (2) 商号名 協和緑建
 - (3) 代表者名 玉城景三
 - (4) 所在地 石垣市字新川2423番地
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第9189号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 3 月 14 日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 3 月 15 日
 - (2) 商号名 東亜海事土木株式会社
 - (3) 代表者名 与那覇武広
 - (4) 所在地 那覇市東町14番地 3
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-2）第11884号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 3 月 15 日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 3 月 27 日
 - (2) 商号名 有限会社田端設備工業
 - (3) 代表者名 田端智
 - (4) 所在地 与那原町字上与那原408番地の 2

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-2）第3779号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 3 月 27 日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、機械器具設置工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 3 月 27 日
- (2) 商号名 株式会社新拓沖縄
- (3) 代表者名 福永健太
- (4) 所在地 沖縄市松本三丁目18番 1 号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-31）第13656号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 3 月 27 日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和 6 年 3 月 27 日
- (2) 商号名 株式会社叶開発
- (3) 代表者名 呉屋盛雄
- (4) 所在地 沖縄市泡瀬六丁目11番44号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-5）第14648号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、建築工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和 6 年 3 月 27 日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、建築工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 8 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 6 月 15 日 沖縄県指令土第510号、平成28年10月31日 沖縄県指令土第821号（変更）、平成29年 3 月 3 日 沖縄県指令土第158号（変更）、平成29年10月13日 沖縄県指令土第709号（変更）、平成30年 1 月 12 日 沖縄県指令土第34号（変更）、平成30年 7 月 23 日 沖縄県指令土第582号（変更）、平成31年 4 月 19 日 沖縄県指令土第347号（変更）、令和元年11月28日 沖縄県指令土第815号（変更）、令和 3 年 3 月 8 日 沖縄県指令土第172号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 嘉手納町字屋良一丁目31番 1 ほか 7 筆（3－1 工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 嘉手納町字嘉手納588番地 嘉手納町長 當山宏
- 5 検査済証番号 令和 3 年 5 月 27 日 第4735号
- 6 工事完了年月日 令和 3 年 5 月 21 日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 6 年 8 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 6 月 15 日 沖縄県指令土第510号、平成28年10月31日 沖縄県指令土第821号（変更）、平成29年 3 月 3 日 沖縄県指令土第158号（変更）、平成29年10月13日 沖縄県指令土第709号（変更）、平成30年 1 月 12 日 沖縄県指令土第34号（変更）、平成30年 7 月 23 日 沖縄県指令土第582号（変更）、平成31年 4 月 19 日 沖縄県指令土第347号（変更）、令和元年11月28日 沖縄県指令土第815号（変更）、令和 3 年 3 月 8 日 沖縄県指令土第172号（変更）、令和 4 年 3 月 25 日 沖縄県指令

令土第293号（変更）、令和 5 年 3 月 24 日 沖縄県指令土第294号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 嘉手納町屋良一丁目31番 1 ほか 7 筆（3－4 工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 嘉手納町字嘉手納588番地 嘉手納町長 當山宏
- 5 検査済証番号 令和 5 年 3 月 29 日 第4872号
- 6 工事完了年月日 令和 5 年 3 月 24 日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 6 年 8 月 27 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 沖縄県警察高齢者講習等管理システムの賃貸借及び保守委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県警察本部警務部会計課 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
- 3 落札者を決定した日 令和 6 年 7 月 4 日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社国建システム 代表取締役 幸地長秀 沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 2 番 20 号
- 5 落札金額 46,331,760円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 6 年 5 月 21 日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地